

北海道オーガニック推進協会 認証申請手数料等

I. 各種手数料の額

1. 認証(リモート審査・再審査・臨時確認審査・事前通知しない審査を含む)に係わる手数料(1申請当り) 単位:円

区分	分類	種類	認証手数料	書類審査等の手数料 並びに 書類審査報告書 作成手数料	現地審査等の手数料 (基本時間内)	現地審査等報告書 作成手数料	判定作業の手数料 並びに 判定結果報告書 作成手数料	認証書発行 手数料	合計	備考
A 生産行程管理者 ・有機農産物 ・有機飼料 (飼料作物の生産ほ場を有する場合)	I	有機申請面積が 1ha未満の場合	26,000	5,000	6,000	6,000	10,000	10,000	63,000	(ほ場× @6,000)+実費
	II	有機申請面積が 1ha以上2ha未満の場合	32,000	9,000	7,000	7,000	11,000	10,000	76,000	(ほ場× @6,000)+実費
	III	有機申請面積が 2ha以上3ha未満の場合	38,000	12,000	8,000	8,000	13,000	10,000	89,000	(ほ場× @6,000)+実費
	IV	有機申請面積が 3ha以上6ha未満の場合	46,000	15,000	9,000	9,000	16,000	10,000	105,000	(ほ場× @6,000)+実費
	V	有機申請面積が 6ha以上10ha未満の場合	55,000	20,000	10,000	10,000	20,000	10,000	125,000	(ほ場× @6,000)+実費
	VI	有機申請面積が 10ha以上20ha未満の場合	70,000	25,000	11,000	11,000	25,000	10,000	152,000	(ほ場× @6,000)+実費
	VII	有機申請面積が 20ha以上の場合	90,000	30,000	12,000	12,000	30,000	10,000	184,000	(ほ場× @6,000)+実費
B 生産行程管理者 ・有機加工食品 ・有機飼料 (原材料の自家栽培が無い場合) (農産物・加工食品・有機飼料)	I	年間有機売り上げが 100万円未満の場合	24,000	8,000	8,000	8,000	14,000	10,000	72,000	+実費
	II	年間有機売り上げが 100万円以上 500万円未満の場合	53,000	12,000	12,500	12,500	23,000	10,000	123,000	+実費
	III	年間有機売り上げが 500万円以上 1,000万円未満の場合	78,000	17,000	15,000	15,000	28,000	10,000	163,000	+実費
	IV	年間有機売り上げが 1,000万円以上 5,000万円未満の場合	120,000	42,000	26,000	26,000	50,000	10,000	274,000	+実費
	V	年間有機売り上げが 5,000万円以上の場合	175,000	55,000	33,000	33,000	65,000	10,000	371,000	+実費

2. 調査実費等

- 1) 旅費は公共交通機関、レンタカー、自家用車(50円/km)の実費を申請者が負担する。
- 2) 審査員の移動に要した費用(移動日当)として、1時間当たり2,000円を徴収する。
- 3) 現地審査等基本時間を超過した場合1時間当たり2,000円が追加加算される。
- 4) リモート審査の場合、旅費及び移動日当は発生しない。
- 5) リモート審査中に現地の確認を必要とする事項が発生した場合、訪問審査に切り替る。その際、現地審査に伴う費用は申請者が負担する。
- 6) リモート審査の場合、リモート審査手数料として一律5,000円を徴収する。

3. その他

- 1) 区分Aの各種手数料は、1申請 2ほ場までの額で、3ほ場以上は追加ほ場1ほ場につき6,000円追加する。
- 2) 区分Bの年間有機売り上げは事業者の有機に係る販売金額総額をいう。
- 3) 区分Bの新規認証に係わる手数料は分類 I を適用する。次年度以降は I の認証に係る手数料の分類を適用する。
- 4) リモート審査に伴う申請者側の端末の通信費用は申請者が負担する。
- 5) グループ申請は申請対象外とする。

4. 各種手数料の支払いについて

- 1) 認証に係る手数料

1. 非会員の申請者は、申請時に運営協力金を支払う。

2. 各種手数料は、判定結果通知書受領時に支払う。
注 手数料の支払いを確認次第、認証書・認証に係る詳細を送付する。

3. 支払いは原則振込みとする。
- 2) 審査中止等の際の認証に係る手数料の支払い
現地審査の際、審査員が当該申請について明らかに申請要件もしくは認証要件を満たしていないと判断した場合、審査業務を中止する事が出来る。その際の料金支払いは、中止に至るまでの審査員の時間給(人件費)と旅費・宿泊費等の実費を支払うものとする。
- 4) 再審査(再調査)並びに臨時確認審査の手数料
申請者及び認証事業者の何らかの事由により、再審査(再調査)・臨時確認審査が必要となった場合の手数料は当別表を適用し、申請者及び認証事業者が負担するものとする。
- 5) 認証に係る手数料の再請求について
認証に係る手数料の額を所定の期日までに協会宛に振り込まなかった場合には、再請求に関する実費等を申請者及び認証事業者に請求する場合がある。
- 6) 輸出証明書の妥当性審査並びに輸出証明書交付手数料
輸出証明書の妥当性審査並びに輸出証明書交付手数料は20,000円とする。

II. 運営協力金

生産行程管理者(有機農産物・有機飼料)は20,000円、
生産行程管理者(有機加工食品・有機飼料(加工))・小分け業者(有機農産物・有機加工食品・有機飼料)・輸入業者(有機農産物・有機加工食品)は50,000円。
ただし、HOSK会員は免除する。